

# 高齢者福祉施設等における人材確保・定着率向上事例調査実施要領

平成 29 年 1 月 5 日

新潟県福祉人材センター

## 1 目的

県内高齢者福祉施設等における人材確保・定着促進

県内の高齢者福祉施設等の人材確保や職員定着に役立つ事例を収集し、高齢者福祉施設等にお知らせして、各施設の人材確保・定着促進の参考とする。

## 2 調査対象施設

県がホームページで公表している「老人福祉施設等」（平成 28 年 4 月 1 日現在）のうち次の 2, 290 施設とします。

- A 養護老人ホーム
- B 特別養護老人ホーム
- C 介護老人保健施設
- D 介護療養型医療施設
- E 認知症高齢者グループホーム
- F 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- G 有料老人ホーム
- H サービス付き高齢者向け住宅
- I 老人短期入所施設※1
- J 老人デイサービスセンター(通所介護・介護予防通所介護)
- K 老人デイサービスセンター(地域密着型通所介護)
- L 老人デイサービスセンター(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)
- M 小規模多機能型居宅介護

※1 老人短期入所施設には、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム併設の短期入所施設を含みません。

## 3 調査方法

調査対象施設のうち 1 / 2（老人デイサービスセンターは 1 / 3）の施設に調査票を送付します。

返送方法は、郵送、FAX、Eメールのいずれでも可能です。

Eメールで提出される場合は、件名を「事例調査」と明記願います。

調査依頼文や調査票様式等は、新潟県社会福祉協議会のホームページに掲載します。

4 調査基準日 平成 29 年 1 月 1 日（日）

5 調査票提出期限 平成 29 年 1 月 31 日（火）

## 6 調査表提出先等

〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2  
新潟県社会福祉協議会 福祉人材課 担当（星野）  
TEL 025-281-5523 FAX 025-282-0548  
Eメール [jinzai@fukushiniigata.or.jp](mailto:jinzai@fukushiniigata.or.jp)

## 7 調査票記載の留意点

### (1) 調査票は「施設の種別」毎に抽出して送付します。

したがって、例えば特別養護老人ホームに老人デイサービスセンターが併設されている場合には同一施設に2通の調査票が送付されることがあります。

その際は、誠にお手数ですが、2通の調査票を返送願います。

調査票には予め福祉人材センターで施設の種別を記載してお送りしています。

### (2) 1 (1)

職員配置基準を満たしていても現に求人する必要がある場合はイに○をつけてください。

### (3) 調査票の2及び3

その他に○をつけた場合、( ) に具体的方法、対応策を記載してください。

### (4) 調査票の3 (2)

特に効果があった事例を記載してください。必ずしも事例は1つに限定する必要はなく、複数の事例を記載してもかまいません。

また、該当事例がなかった場合は、未記入でもかまいません。

なお、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してもけっこうです。

## 8 その他

・寄せられた事例のうち、対応策毎の事例を結果報告書に掲載して公表させていただく予定です。

・掲載する事例は、再度当該施設に詳細な調査を依頼し、より具体的に記述をお願いする予定です。

その際、施設名の公表の是非についても確認させていただきます。